

自主夜間中学の教室確保に関する
北海道・札幌市との交渉記録文書

札幌遠友塾自主夜間中学

北海道に夜間中学をつくる会

2003年8月以降

2009年7月まで

2 0 0 3 年 8 月

札幌市教育委員会 御中

要 望 書

札幌遠友塾自主夜間中学

(代 表) 工 藤 慶 一

札幌市豊平区西岡5条13丁目7-5
(TEL/FAX) 011-584-3369

(1) 本 文

(2) 添 付 資 料

記

札幌には、戦争や病気などの理由で「学ぶことのできなかった」人たちが、毎週水曜日の夜、札幌市民会館の会議室を教室にして、学ぶ「学校」があります。名を「札幌遠友塾自主夜間中学」といいます。

1990年に始まり、今までに213名もの卒業生を送り出してきました。年代は10代から80代と幅広く、現在も約70名の人達が学んでいます。

この学校は、受講生とボランティアスタッフの熱意と笑顔・全国150名の賛助会員の経済的支援によって成り立ってきました。また、抽選会前の会議室予約や教材置場としてのロッカーの増設など、市民会館と教育委員会の方々の応援をいただきました。

北海道にただ一つしかないこの夜間中学という、もう一つの学校は、全国に公立の夜間中学が35校、自主夜間中学が10数校存在しています。

本年2月20日、全国の夜間中学関係者でつくっている「全国夜間中学研究会」は、日本弁護士連合会の人権擁護委員会に、人権救済の申立てを行ないました。教育を受けられなかった人達が放置されたままにいる事は、人の「教育を受ける権利」を侵害しているとの趣旨から、全国に夜間中学の開設を求めるものです。

今、札幌市民会館の建替えが日程に上っています。

これまで、多くの高齢者や車椅子の人達さらに旭川や釧路といった遠隔地からも通学が可能であったのは、交通機関が集中している市民会館の場所の良さと通学経路がバリアフリーであるというところにありました。

このため、以下のことについて札幌市教育委員会の方々と継続的な話し合いをさせていただきたいと切に願うものです。

- (1) 教室の維持のために、市民会館の建替え工事が始まる半年以上前迄に、通学可能な場所にある札幌市の公共施設（小中学校の空き教室を含む）の斡旋とその継続的な使用。
- (2) 場所が変わることで、通学に困難をきたす人達がでた場合の対策。
- (3) 教材置場の確保。

添付資料一覧

(1) 北海道新聞記事（本年3月20日）

「やっと出会った学びの場…札幌遠友塾のお年寄り」
半世紀超えて念願の卒業証書

(2) 卒業生在校生の作文

- | | |
|--------------|---------|
| ① 一ねんかんのおもいで | いとう ふさこ |
| ② 初めての卒業証書 | 松 田 富 子 |
| ③ 私の思い出 | 矢 本 光 子 |

(3) 札幌遠友塾のあゆみ

1990年開講以来の年表

(4) 年度収支決算書

2002年4月～2003年3月まで（2002年度）の
札幌遠友塾自主夜間中学の収支決算書

(5) 公開質問状（市長選挙における）に対する 上田市長の回答

(6) 人権救済の申立書

日本弁護士連合会「人権擁護委員会・子どもの権利委員会」
への人権救済の申立書本文

（＊申立書の数多くの参考資料も提出できます。）

札幌遠友塾自主夜間中学

代表 工藤慶一 様

13 年間、みなさんの意思を継続させて、仕事を持ちながら、今日まで活動されてきたことに心から敬意を表します。遠く道東からも汽車に乗ってこられる方もいらっしゃったそうで、受講生のみなさんの学ぶ思いの強さに心打たれます。

市民会館の建て替え問題については、私の考えは明快です。

おっしゃるように、「学べなかった人たちがやっとたどり着いた遠友塾を滞りなく運営していくために」、統廃合にともなう小中学校の空き校舎を活用するなど、通学可能な場所にある札幌市の公共施設を恒常的使用できるよう、私が当选したならば、市長就任後ただちに取り組みます。また、通学困難な方が出た場合の対策や、教材置き場の確保についても、合わせて実現に向けて検討いたします。

まもなく 14 年目の新学期ですね。お元気で活躍されるよう、祈念いたします。

2003 年 3 月 31 日

上田文雄

貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

「札幌遠友塾自主夜間中学」の代表として、長い間、義務教育の未修了の方々などに学習の機会と場を提供し、学習指導などに取り組んできておられますことに対しまして、敬意を表します。

4月24日付けでご質問のございましたことにつきまして、それぞれ所管する課から御回答申し上げます。

(1) 及び (2) について

道民の皆様が、その学習意欲に対応して、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、道や市町村などがそれぞれの役割分担を踏まえながら、その環境の整備、充実を図っていくことは大切なことであり、道といたしましても、そのための努力を続けてまいりたいと考えております。

(3) について

道内においては、夜間中学の開設主体となる市町村に対して、具体の要望があったとは聞いておりませんし、また、このことに関しまして、市町村からの相談も受けてはいない状況にあります。道といたしましても、日本弁護士連合会の判断を注視してまいりたいと考えております。

なお、回答が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。

平成15年5月20日

札幌遠友塾自主夜間中学

代表 工藤 慶一 様

北海道教育庁生涯学習部

生涯学習課長 西田 憲史

小中・特殊教育課長 金丸 浩一

2006年2月13日

札幌市長

上 田 文 雄 様

札幌遠友塾自主夜間中学
(代表) 工 藤 慶 一

お 願 い

昨年の8月、遠友塾の授業を見ていただき誠にありがとうございます。
本当に嬉しく、みんなの気持ちに希望の光が灯りました。

しかし2月2日に札幌市民会館の閉館の日程が発表され、いつかはこうなると判ってはいても、現在通学中の受講生更に新年度入学を希望している人達にとって、学ぶ教室がなくなるという不安はとても大きなものがあります。この声にどう応えていったらいいのか、言葉に窮しております。

このため、通学可能な空き教室等を使用させていただけるのかなど、上田市長のお考えを是非お伺いしたいのです。お忙しい中、勝手なお願いで申し訳ありませんが、一度早急にお会いできませんでしょうか？

ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

—以 上—

*下記連絡先にてご返事をお待ち申し上げます。

(〒) 062-0035 : 札幌市豊平区西岡5条13丁目7-5

工 藤 慶 一

電 話 : 011-584-3369	夜 8 時以降
F A X : 011-584-3369	随 時
携帯電話 : 090-8271-4316	随 時
メール アドレス : kudokuai@jcom.home.ne.jp	随 時

拝啓、

札幌市長さまへ、

市長さまお元気で、市民のため毎日苦勞さまでございます。

実はおねがいがございます。

「学ぶ老人」の教室を一年いないに、こわすことを新聞で知りました。

それは「札幌市民会館」です。

私達老人又は若くても、色々なしじょうで「教育基本の権利」を受けられずに、いち人達が北海道の北から南の「遠友塾」と言う教育の学ぶ場所に来て、毎週水曜日の夜「国語」「数学」「英語」「社会」などに二時間学び、何年かもし休まず「市民会館」にてかけてきました。

私たちの教育の場所「二わえれ」を、たえられません。

又58年まえ「学徒動員」で、函館から女満別村に援農で行きました。

そんなことで「教育基本の権利」をうしないました。

いま、けんざい本當に充実し勉強をおそわっています。

長いあいだ市民会館を教室として、使用できありがとうございました。

これから「学」に「教室」をさがして ください。

札幌近き「空き校舎」などおねがいします。

遠くはなれた、所から出かけて行く人達のためなのです。

主婦でも勉強をおしえてくれる札幌はすばらしい。

私の住む「札幌遠友塾」北海道一で幸せな「光」です。

学が「教室」がでなくなると消えてしまうように 悲しいです。

市長さま、どうぞよろしくおねがいいたします。

私も友人に声をかけ、いつまでもみんなと

市長さまをおおえん いたします。

どうか私の声もきいて いただきたいです。よろしく

おねがい いたします。

かしこ

札幌市長 さまへ、

竹花 あり、

三月吉日、

上田市長様

はじめじかかけなかつた・えんゆうじゆくでベンキョウしてかけるようになってきたのでつづけたいです。ちかくにきョウしつをください。

さつぽろしきだん
おおとしげあひさい

上田市長様

もっともっと字がよめるようになったい。
もっともっとけいさんがでさるようになりたいたい。
ぼくたちのベンキョウできるばしよをあたえてください。

寺島昭一

上田市長 様

えんゆうじゅくでじを

かくことを

おぼえて、今たのしく

べんきょうしているのに

きょうしつがなくなるの

はかなしいです。

えんゆうじゅくねん
桑山玉枝七十五才

札幌市長 様

長年遠友誼をあいして

いる私達です。

市民会館がなくなると

聞いて本当にざん念に

おこえる私達です。

続けてまなべる

教室おぬがいします。

遠友誼
高橋トコ
(加え)

札幌市長 上 田 文 雄 様

2007年1月29日

札幌遠友塾自主夜間中学

代表 工 藤 慶 一

要 望 書

昨年春には、当自主夜間中学の授業継続の為に、札幌市民会館の代替施設として「教育文化会館」を斡旋していただき、誠にありがとうございました。

集う受講生とスタッフ一同、安堵の気持ちで一杯になりました。

その後、「学校の余裕教室を使わせていただきたい」という願いにつき、教育委員会と話し合いを続けてまいりましたが、結論を見るに至っておりません。

また、全国夜間中学研究会が2003年より日弁連人権擁護委員会に訴えていた人権救済の申立てが受け入れられ、昨年8月10日に「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」が日弁連より政府に提出されました。

これらの実情をふまえ、新たなお願いをさせていただきたいのです。それは意見書の趣旨に述べられている「いわゆる自主夜間中学等を運営する民間グループに対する様々な援助（施設の提供、財政的支援等）など、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進すること」に関するものです。

(1) 学校の教室を使わせていただきたい。

戦争や病気などで学べなかった人達は他に学ぶ場がなく、現在も変わらず当自主夜間中学への入学申込が続いています。最近、厚別区に多数在住する残留孤児とその家族・不登校の子供たち・新渡日の人々などの申込が増えました。こうした変化に対する有効な手立てとして、日本語教室など、教室の増設が避けられない段階にきています。しかし、他の民間団体と競合する公共施設では中々場所の確保が困難です。この為に、教材の拡充と置き場所問題の解決を含め、学校の教室を使わせていただきたいのです。

(2) 教育文化会館の使用料の減免をお願いしたい。

札幌市民会館の年間70万円の教室使用料に対し、教育文化会館では110万円になり、教室増設はこの点からも困難です。公立校が教育文化会館を使用する際の半額減免措置を遠友塾にも適用していただけないでしょうか。

お忙しい中、心苦しいのですが、上記二点につき、2月末日までのご回答をいただければ幸いです。尚、意見書に記載される他の諸意見については、今後の課題になると考えています。以上よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）・日弁連より政府に提出された意見書

・人権救済申立を行なった遠友塾受講生の作文



札幌市第 941 号
札幌教生第 1328 号
平成 19 年(2007 年) 2 月 20 日

札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工藤 慶一 様

札幌市観光文化局
文化部長 塩 澤 正 樹
札幌市教育委員会
生涯学習部長 石 原 徹



要望書に対する回答について

日頃より、本市の文化行政にご協力賜り心から御礼申し上げます。
さて、平成 19 年 1 月 29 日付で貴団体から提出されました要望書について、下記の
とおり回答いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 「学校の教室を使わせていただきたい」についての回答

学校の余裕教室の利用については、以前から貴団体と協議してきたところですが、
これまで利用していた市民会館と同様に都心の交通至便なところという条件では
確保が難しい状況です。今後、高齢な方が多い塾生の皆さんが通学可能な範囲や教
室の利用形態などを具体的に示していただき、それらを元に引き続き協議してい
きたいと考えております。

2 「教育文化会館の使用料の減免をお願いしたい」についての回答

札幌市教育文化会館の使用料については、札幌市教育文化会館使用料減免取扱要
領第 2 条で公立学校等が使用する際の使用料を 2 分の 1 に減額できる旨が定めら
れております。貴団体が開校以来果たしている社会的な役割と、会場の変更に伴い使
用料が大幅に増加することを考慮し、同規定を準用して、札幌市教育文化会館の使
用料について、その 2 分の 1 を減額することといたします。

なお、この取扱は、上記の理由から、札幌市教育文化会館における貴団体の夜間
中学の授業のみの限定的なものであることを申し添えさせていただきます。

【担当】

回答 1 に対するお問合せ先

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課 大澤
電話:011-211-3871 FAX :011-218-3873

回答 2 に対するお問合せ先

札幌市観光文化局文化部市民文化課 牟田口、木村
電話:011-211-2261 FAX :011-218-5157

2007年3月3日

札幌市長 上田文雄様

札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工藤 慶一

— お 礼 —

過日は、当自主夜間中学の要望に暖かい対応をしていただき、誠にありがとうございました。

教育文化会館の使用料の減免報告をしながら、生徒・スタッフ共々、大きな拍手で喜び合いました。

2月28日の水曜日に、入学希望者見学会を行い、中国からの帰国者2名・かつて不登校であったため今学びたいという20歳代の人2名・若い頃学べなかった70歳代の人2名が見学に来ました。その中の1人は、市民会館で清掃作業に従事していた方で、作業をしながら遠友塾のことを知り、見学にきたのです。学べるのが嬉しくてと、笑顔一杯で希望を語ってくれました。

私達はこれからも精一杯、学びたい人たちと共に歩いていきたいと思いをします。

今後とも、義務教育未修了の人たちにとって、よりよい学びの環境をつくるために、様々なお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

2007年2月

北海道に夜間中学をつくる会
に参加して下さい。

準備会発起人 工藤 慶一
(札幌遠友塾自主夜間中学代表)

《趣 意 書》

誰もが教育を受ける権利があり、学ぶことが生きる喜びになることを実在のものとする為、札幌遠友塾自主夜間中学の授業が始まってから17年。長年使用してきた札幌市民会館が3月に閉鎖になり、新年度の4月から教育文化会館に学びの場が変わろうとしています。

中国から帰国した人や不登校の子供たちなど、新たな入学希望が増えている中、必要とされる教室数や教材の保管場所確保の為に「学校の教室を使わせてほしい」という私達の願いは今だかなえられていません。こうした現実を打破する全く新たな道が求められています。

昨年8月、日弁連より政府に「学齢期就学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」が提出されました。これは全国夜間中学研究会が訴え、日弁連が受け入れたものだったのです。この意見書の内容を基にして、義務教育に関する大切な提案を北海道と札幌市に行い、話し合いを続けることが必要な行動であると決意するに至りました。

私達は「北海道に夜間中学をつくる会」を創ります。一人の個人として、また協力団体として、会への参加をお願い申し上げます。

【行政への要望(案)】

義務教育を受ける機会が実質的に得られなかった人達の実態の把握を可能な限りすすめながら、

- ① 北海道におけるセンター校の役割を担う公立中学校夜間学級を札幌市に開設すること。
- ② 道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対し、学校の教室使用を主とする施設の提供と財政的支援を行なうこと。
- ③ 教育を受ける機会を保障する為、個人教師の派遣などの施策を進めること。
- ④ シニアスクールなど、既存の学校の受け入れ対象者を拡大すること。
- ⑤ 住所変更届けや病院の問診表など、公的書類の漢字に「ひらがな」をふり、苦しみを和らげること。

2007年5月22日

札幌市長 上 田 文 雄 様

北海道に夜間中学をつくる会
札幌遠友塾自主夜間中学代表
工 藤 慶 一

要 望 書

誰もが教育を受ける権利を持ち、学ぶことが生きる喜びになることを実在のものとする為、札幌遠友塾自主夜間中学の授業が「札幌市民会館」で始まってから17年（卒業生総数253名）。4月からは「教育文化会館」に学びの場を変え新入生28名を含む受講生総数85名で新年度の授業がスタートしました。

戦争や病気などで学べなかった人達は他に学ぶ場がなく、現在も変わらず入学が続いています。最近では厚別区に多数在住する中国残留孤児とその家族や不登校の子供たちなどの入学が増えてきました。こうした学びを求める大勢の人達の声に答えるため、長年にわたり学校の教室使用を求めてまいりましたが、今だかなえられていません。

昨年8月、日弁連より政府に「学齢期就学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」が提出されました。これは全国夜間中学研究会が訴え、日弁連が受け入れたものです。この意見書の内容を基に、教育に関する下記事項を要望します。担当される部署の方々との話し合いを始めさせていただきます、できるところから施策を講じていただければ幸いです。

要 望

義務教育を受ける機会が実質的に得られなかった人達の実態の把握を可能な限りすすめながら、

- ① 北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学（公立中学校夜間学級）を札幌市に開設すること。
- ② 道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対し、学校の教室使用を主とする施設の提供と財政的支援を行なうこと。
- ③ 教育を受ける機会を保障する為、個人教師の派遣などの施策を進めること。
- ④ シニアスクールなど、既存の学校の受け入れ対象者を拡大すること。
- ⑤ 住所変更届けや病院の問診表など、公的書類の漢字に「ひらがな」をふり、苦しみを和らげること。

(要 望 内 容 補 足)

(1) 北海道で実質的に義務教育の機会を得られなかった人達の数と地域

前回の国勢調査(2000年10月実施)によると、道内において小学校未修了者数だけで9600人、これに中学校未修了者や学んではいないが中学校の卒業証書だけをもらった形式卒業者、更に就学免除者や就学猶予者、また外国から帰国ないし渡日してきた人々を含めると、10万人以上の実質的に義務教育の機会を得られなかった人達が北海道で暮らしていると推定されます。

札幌遠友塾自主夜間中学には、旭川・風連・釧路・函館といった遠くから通った卒業生がいました。また今年、新聞記事やテレビを通じて遠友塾を初めて知った人達からの問い合わせが、札幌近郊のみならず旭川・根室・北見・苫小牧・室蘭・函館といった道内各地からありました。実質的に義務教育の機会を得られなかった人達が、広範囲にわたって存在することが、北海道の特異な側面なのです。

(2) いかに学ぶ機会を保障していくか？

日本国憲法第26条に明記されている教育を受ける権利を保障するため、先の北海道の事情をふまえた上で、通学可能な道内各地に夜間中学を開設する必要があります。(尚、義務教育を終えた前提で行なわれる生涯教育や社会教育と夜間中学は全く性質を異にするものです。)

道内各地に民間ボランティアの手で、遠友塾のような自主夜間中学が開設されたとしても、具体的に授業をすすめる上で必要とされる経験交流や専門性、更に施設上(実験室や音楽室などがなく、教材置場もない)の問題などの困難が伴います。この為に、北海道におけるセンター校の役割を果たす札幌での公立夜間中学校の開設と、自主夜間中学を運営する民間団体への施設提供と財政的支援を要望するものです。更に、通学できない人への個人教師の派遣も検討していただきたい。

(3) 既存の小中学校での受入れ対象者の拡大について

遠友塾に在籍する桑山玉枝さんは、どこで学んでいいのかわからず、近くの小学校の校長先生に掃除でも何でもするから1年生の国語の授業を受けさせてほしいと何度も頼みましたが、断られた経験を持っています。

岡山県では、こうした学べなかった人達のために、シニアスクールを開校し小学生と交流を行い、子ども大人双方に、成果をもたらしております。広い北海道をカバーしていくためには、既存の小中学校で大人を受け入れる事が最終的な解決につながると思います。札幌市清田区の三里塚小学校の実践もふまえ、施策に反映していただきたいと思います。

(4) 公的な書類へのひらがなふりについて

国際識字年が今行なわれていますが、行政としてどのような取り組みをされていますか？役所や病院で、書類にひらがなをふってあれば、今までどれほどの人達が救われたことでしょうか。できる事から取り組んでいただきたいと切に要望するものです。

平成19年9月26日

北海道議会議長 釣部 勲 様

北海道に夜間中学をつくる会 共同代表

札幌遠友塾自主夜間中学 代表

札幌市豊平区西岡5条13丁目7-5

工藤慶一

紹介議員

小林郁子 広田まゆみ 戸田芳美

八田盛茂 花岡ユリ子 真下紀子

義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちへの

修学保障についての請願書

請願の要旨

日本弁護士連合会は、2006年7月20日の理事会において、「学齢期に修学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を取りまとめ、同年8月10日、内閣総理大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長に提出しました。

すでにご承知のことと存じますが、その意見の趣旨は、つぎのとおりです。

国は、戦争、貧困などのために学齢期に修学することのできなかった中高年齢者、在日韓国・朝鮮人および中国帰国者などの多くの人々について、義務的かつ無償とされる普通教育を受ける権利を実質的に保障するため、以下の点を実施すべきである。

1. 義務教育を受ける機会が実質的に得られていない者について、全国的な実態調査を速やかに行うこと。
2. 上記の実態調査の結果をふまえ、
 1. 公立中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）の設置の必要性が認められる地域について、当該地域を管轄する市（特別区を含む。）町村および都道府県に対し、その設置について指導および助言をするとともに、必要な財政的措置を講ずること。
 2. その他の個別のニーズと地域ごとの実情に応じ、①既存の学校の受け入れ対象者の拡大、②いわゆる自主夜間中学などを運営する民間グループに対する様々な援助（施設の提供、財政的支援など）、③個人教師の派遣を実施することなど、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進すること。

なお、この日付連「意見書」には、札幌遠友塾自主夜間中学からも受講生、スタッフなどが申立を行っております。

また、2001年12月、国連総会は2003年から2012年までを「国連識字の10年:すべての人に教育を」とする宣言をしました。その宣言は、すべての人に読み書きの能力を与えること、すべての人に基礎教育を保障することを謳ったものです。

こうした中、遠友塾は、1990年4月に開講し、これまでに253名の卒業生を送り出しております。本年度も、85名が受講しており、受講生は増えてきており減少することはありません。近年はさきの「意見書」に述べられた人たちに加え、不登校で義務教育を修学できなかった人たちも受講しております。

さらには、旭川市においても、民間グループが自主夜間中学を開講しようと準備を進めております。わたしたちはこの活動と連携をとり、遠友塾受講生との話し合い、会場の確保や授業計画など、これまでの経験を共有しております。そして、わたしたちは、旭川市およびその周辺地域における義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちが、一日もはやく修学できるよう努めております。

よって、道議会において、義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちにつきのことを配慮をお願いします。

記

1. 公立中学校夜間学級設置および教員配置について設置主体たる市町村へ指導、助言を行うこと。
2. 自主夜間中学から市町村への教室確保の要望があった場合に指導、助言し、市町村をまたぐ遠距離通学などに就学可能な支援を行うこと。

2007年10月22日

北海道知事
高橋 はるみ 様

北海道に夜間中学をつくる会
札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工藤 慶一

お 願 い

6月には北海道における夜間中学の五項目のお願いにつき、各部局の方々と話し合いをさせていただき誠にありがとうございました。

今日は今後の進めたかについてお尋ねさせていただきます。

お願いの項目毎に、どの部局のどなたと今後話し合いを続けさせていただくかをお示しいただきたいのです。また統括的にやっていただける方が誰であるかもお示しいただきたいのです。(内容が広範囲にわたっておりますので。)

お忙しい中、申し訳ないのですが、何卒よろしくご検討の程お願い申し上げます。

(連絡先：工藤携帯 090-8271-4316)

2007年11月19日

北海道知事室長
江本英晴様

北海道に夜間中学をつくる会
札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工藤慶一

拝 啓

過日は私たちのお願いにつき、真摯に応じていただき、まことにありがとうございました。

今日は、別紙10月20日付け知事様宛お手紙のご返答を今だいただいていない事についてお尋ねしたいのです。

このご返事は、いただけるものなののでしょうか？

11月末日迄にご連絡いただければ幸いに存じます。

お忙しい中、申し訳ないのですが、よろしくお願い申し上げます。

草 々

(連絡先：工藤携帯 090-8271-4316)

拝啓 向寒の候、工藤様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

まずは、先般、工藤様からご照会のありました夜間中学のご要望窓口の件につきまして、お答えが遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

さて、各要望項目別の窓口につきましては、次のとおりとなりますのでお知らせいたします。

【要望】

- ① 北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学(公立中学校夜間学級)を札幌市に開設すること。

【窓口】

北海道教育庁学校教育局義務教育課支援グループ
曾我部主幹(内線 35-753)

【要望】

- ② 道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対し、学校の教室使用を主とする施設の提供と財政的支援を行うこと。
③ 教育を受ける機会を保障する為、個人教師の派遣などの施策を進めること。
④ シニアスクールなど、既存の学校の受け入れ対象者を拡大すること。

【窓口】

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課推進グループ
前田主幹(内線 35-503)

【要望】

- ⑤ 住所変更届けや病院の間診表など、公的書類の漢字に「ふりがな」をふり、苦しみを和らげること。

【窓口】

知事部局内で現在調整しておりますので、決定次第、別途お知らせいたします。

なお、統括窓口についてですが、知事は教育庁に対する権限が無いことから知事部局及び教育庁のそれぞれとなりますのでご理解願います。

○知事部局

現在調整しておりますので、決定次第、別途お知らせいたします。

○教育庁

学校教育局義務教育課支援グループ
曾我部主幹(内線 35-753)

敬具

平成19年11月27日

北海道に夜間中学をつくる会
札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工藤 慶一 様

北海道知事政策部知事室道政相談センター

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5022(直通)

2008年3月18日

北海道教育庁 学校教育局義務教育課 曾我部 主幹殿
生涯学習推進局生涯学習課 前 田 主幹殿

北海道に夜間中学をつくる会 共同代表
札幌遠友塾自主夜間中学 代表
工藤 慶一

夜間中学につき、いつもご配慮をいただきありがとうございます。

昨年11月27日づけで北海道知事政策部よりご提示いただいた、夜間中学の要望項目別窓口文をもとに、今後具体的な問題の話し合いを始めさせていただきたいのです。

できるだけ早い時期に、ご都合のつく場所と時間をお知らせいただければ幸いに存じます。可能ならば、学校教育局と生涯学習推進局合同で設定していただければと思います。

尚、私の携帯電話番号は090-8271-4316です。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちへの
修学保障を求める陳情

平成19年11月15日 受理

平成19年11月27日 付託

文教委員会

提出者

札幌市豊平区西岡5条13丁目7-5

札幌遠友塾自主夜間中学

代表者 代表 工藤 慶一

北海道に夜間中学をつくる会

代表者 共同代表 工藤 慶一

(要 旨)

- 1 札幌遠友塾自主夜間中学に対する学校教室の提供と財政的支援を求めます。
- 2 北海道におけるセンター校の役割を担う公立中学校夜間学級を札幌市に設置することを求めます。

(理 由)

- 1 札幌遠友塾には、戦争、貧困、病気など学齢期に修学することのできなかった中高年齢者、中国帰国者などが学びの気持ちをもち、集い来ております。

札幌遠友塾は1990年に開講し、これまでに253名の卒業生を送り出しました。本年度も、85名が受講しており、受講生は増えており減少することはありません。

これら学びの気持ちを強く持ちつづけてきた人たちが、基礎的、基本的な学力、読む、書く、話す、聞く、計算する学力を育くむ「学びの場」を安心して持つことができるよう学校教室の提供と財政的支援を求めます。

- 2 国勢調査(2000年10月)では、義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちが、北海道は、大阪府について2番目に多いという結果でした。しかし、こうした人たちを受け入れる公立中学校夜間学級は、北海道には一校也没有。 (ちなみに、大阪府では11校も設置されています。) 学ぶ場を保障するため、札幌市に設置するよう求めます。

また、広い北海道の特殊性から、今後各地で自主夜間中学校の開設が予想されます。その際、指導助言できるよう、上記の公立中学校夜間学級に北海道におけるセンター校の役割機能を持たせることを求めます。

札幌市議会文教委員会は午後1時から開かれ、「北海道に夜間中学をつくる会」および「札幌遠友塾自主夜間中学」の「義務教育を受ける機会が実質的に得られていない人たちへの修学保障を求める陳情」は、陳情第 14 号として審議されました。

文教委員会は、①札幌遠友塾に対する学校教室の提供と財政支援□北海道におけるセンター校の役割を担う公立中学校夜間学級設置を求める陳情について、陳情者の陳述と質問、その後の審議を行いました。

遠友塾の受講生やOB、スタッフら、「つくる会」会員など、36 人が傍聴しました。最初に、工藤代表が委員会に提出した各種資料をもとに陳情内容を説明しました。陳述時間は3～5分と言われていましたが、10 分を超える熱弁となり、委員の方たちも真摯に聴いてくれました。

陳述の要点は以下の通りです。

昨年5月、札幌市長および札幌市教育委員会に提出した「5項目の要望」と、札幌市議会平成 19 年第2回定例会での小倉市議(市民ネットワーク)、第4回定例会での国安市議(公明党)の代表質問とその理事者側答弁にもとづいて、工藤代表は陳述を行いました。

- ・18 年目になる遠友塾は1学年月8校時授業で、中学1年のなかば程度の学習を目指し253 人の卒業生を送り出してきた。今年度も 85 人が在籍、73 人のスタッフで運営している。来年度の受講希望者がすでに 15 人おり、これからも受講者が増えていくのは明らか。
- ・週1回(2校時)の授業に対し、受講生から社会科など時間数や教科を増やしてほしい、ゆっくり学びたい、との要望があがっている。一方、北九州市城南中学校夜間学級教室(自主夜間中学)は、毎日月 45 校時、12 教科の授業を行っている。遠友塾においても、そのように毎日の授業を行うとすれば、現在の半額減免の市助成があっても、700 万円の諸経費が必要となる。
- ・パソコンやピアノなどを使った音楽、料理、理科実験などもやりたいが、学校教室を使わなければ不可能なことである。
- ・中国からの帰国者などが増えており、日本語学級が必要になっているが、現状では望めない。
- ・2000 年の国勢調査による未就学者は、北海道で9,600 人、札幌市で1,500 人である。中学を卒業していない人や中国帰国者を加えると、全道に10 万人を超す義務教育未修学者がいると予想される。また、国勢調査未就学者は、札幌以外の北海道の地域に多いことがわかる。
- ・ちなみに、北九州市教委では民間との共同事業(城南中学校夜間学級)で学校を使い週5日の授業を行っている。在籍25 人で、年間150 万円の補助を受けている。その上で、公立夜間中学の設置を要求している。

以上の点から、札幌遠友塾において、受講生の要望に応え、授業時間を増やすことは、学校教室の使用と札幌市の財政支援がなければできない。さらに、札幌市に公立夜間中学の設置検討委員会を設けるよう要望しました。また、札幌市と同じ政令都市で、自主夜間中学の共同事業を行っている北九州市や、来年度、公立夜間中学を開設させる千葉市、新たな試みとして不登校生徒と義務教育未修了者を一緒に授業している京都市立郁文中学校、昼間の学校で義務教育未修了者を受け入れて岡山市のシニアスクールなどを現地調査するため予算措置を講じてもらいたい、と訴えました。

このあと、工藤代表は長谷川委員(民主党・市民連合)からの受講生の年齢構成や修学できなかった原因・理由、遠友塾の収支決算からスタッフの手当、教材・教具どの利用状況などについて、質問に答え陳述を終えました。

つづいて、文教委員と理事者側との審議が行われました。

長谷川委員は「この問題は要望があったから対応するというものではない。教育の機会均等の立場から市教委が主体的に考えるべきもの。市教委の基本スタンスを聞きたい」。また、公立夜間中学の設置について、「陳述者から、全国夜間中学の状況について説明があった。地域独自の運営がなされているようだ。公立が必要なのか、生涯教育の中でやるのが望ましいのか、1年かけてじっくり調査し、札幌市に合った運営方式、取り組みを検討すべきではないか。まず、速やかに現地調査をしてもらいたい」。

札幌遠友塾に対する学校施設の提供について、「教室がなく、教材置き場にも困っているという。要望の地下鉄大通り駅から4つの駅範囲という地理的条件にあえば、1教室でも2教室でも提供できないか。真剣な学びの姿に応えていくには、最低限の固定した学習の場所が必要だ。そのことを柔軟に幅広く考えてもらいたい」と質す一方で、市教委に遠友塾の見学を強く求めました。

加藤生涯学習部長は、さまざまな学びの要望に応える遠友塾の活動を重く受け止めているとし、「こうした学習意欲にどう応えられるか、具体的に何ができるか積極的に検討していきたい」。

公立夜間中学の他市の調査について、西村学校教育部長は、「すでに調査票を配布しての調査を進めており、聞き取りも行う中で、実態調査を踏まえ札幌市としてのあり方を検討していきたい」。

加藤生涯学習部長は「お年寄りが通いやすい大通り駅から4駅以内との要望だ。その範囲で教室利用は現状では難しく、まとまった数は無理だが、相談しながら要望に応えられるようにしたい」と答えました。

長谷川委員は9月開校の大通高校が、不登校や中途退学者、事情のある人たちを受け入れるコンセプトを持った学校であることから、「その延長線で、学びたい市民に機会を与えるものにできないか」と再質問。

西村学校教育部長は「課題の1つとして、具体化を検討したい。遠友塾と具体化に向けた話し合いをしていきたい。」と答えました。

つづいて宗形委員(自民党)が質問。

札幌遠友塾の活動に奥岡教育長の感想を求めた。つぎに、社会教育と学校教育の区別を市教委に質した。

奥岡教育長は、「それぞれの事情で、戦争が一番であると説明されたが、過去に十分に学ぶことができない人たちに、学びの場を提供し、夢や希望をかなえている。19年もの本当に苦労した団体の活動は、貴重なものであり、深く敬意を表する。」と感想を述べました。

西村学校教育部長は、学校教育とは包括的に、組織的、体系的なカリキュラムをもち、計画的に実施される教育である。公立夜間中学は学校教育である。それ以外は、社会教育として知識と教養を求め、幅広く自由な枠内での自主夜間中学は社会教育の範囲と考える、との見解を述べました。

宗形委員は、札幌市における未就学者の実態数字を把握すべきでは。センター校の役割をもつ公立夜間中学校の設置について、道教委の見解はいかがか。中国帰国子女の日本語を学ぶ場は、遠友塾以外にないのか、など三点の質問をしました。

西村学校教育部長は最初の質問に、未就学者の人数を調査した資料は存在していない。15歳以上の実態調査はプライバシーの問題もあり、膨大な事務作業量を必要とする。

二番目の質問に、道教委は設置主体の市町村が設置を届け出た場合、指導助言や教員配置など財政措置をするとの見解を示している。三番目の質問に、帰国子女らが学ぶ手立てについては厚労省の所管であり、北海道中国帰国者支援・交流センターが対応していることなどを述べました。

宗形委員は遠友塾に対する財政支援として、昨年暮れに成立した「市民まちづくり活動促進条例」にある基金などを援用できないかを質しました。

加藤生涯学習部長は、「条例の対象と考えるが、市民まちづくり活動推進室と緊密に連絡をとり、情報提供をできるようにしていく」との姿勢を示しました。

宗形委員は、憲法第26条にもとづく教育の場の提供として、大通高校の教室提供を要望して質問を終えました。

高橋委員(公明党)の質問。

生涯学習から、遠友塾に支援できないのか。遠友塾の活動への市教委としての評価を求めるとともに、「ボランティアをお願いしていいのか、本来、行政がかかわるべきものではないか」とし、「大通高校はキーワードだ。平成22年度に新校舎ができたあかつきには、活動の場として提供できないのか。定期的に使えるよう願いたい」と質しました。

西村学校教育部長は、「札幌大通高校は不登校、中途退学者、帰国子女など開かれた学校作りがコンセプトであり、学校運営に支障のないかぎり、教室利用を検討して行きたい」と答えました。

また、高橋委員は、「公立夜間中学校設置へ向けた調査をしっかりと進めてほしい。陳述者から検討委員会設置をとの提言があったが、総務部を含め横断的な組織をぜひ考えてもらいたい。自分に責任がなく学べなかった人の、中学卒業証書への思いも汲んでほしい」と質問しました。

奥岡教育長は、「教育委員会としても、学びの場の提供に施設整備を含め、真摯に受け止め、検討していきたい。検討委員会の設置については、教育委員会の中で一体となって取り組んで行く。まずは調査を進めて行き、できれば公立中学校についても考えていながら、現地調査を早めるにはどういう形がいいか検討したい。」と答えました。

村上委員(共産党)の質問。

遠友塾に対するこれまでの支援の経過を質問。

加藤生涯学習部長は、平成3年に旧市民会館での4教室の確保。市民会館の老朽化にともない、平成15年に、統合した豊水小学校、中央勤労者会館の提供、平成18年に、代替施設として教育文化会館の紹介、平成19年に使用料の半額減免措置などをあげました。

村上委員は学びたい人たちは高齢者が多いことから「可能な支援を急ぐことが必要と思う。調査がなされず実態が把握できないのであれば、(遠友塾など)市民にしっかり知らせていくべきだ」と指摘しました。

佐藤委員(市民ネットワーク北海道)もあらためて市教委の姿勢をただし、他市の現地調査など前向きな取り組みを求めました。(質問や答弁は重複するので省略します)。

最後に宮本委員(自民維新)が質問しました。

注: この文章は、丸山さんが傍聴記録をとり、それを飯塚が録音テープとつぎ合わせ加筆・訂正し要旨にまとめております。テープでの聞き取りづらい箇所がいくつかあり、誤り、抜けがあるかもしれないことをおことわりします。

平成 20 年 (2008 年) 5 月 15 日

札幌市教育委員会生涯学習部

「札幌遠友塾自主夜間中学」からの要望（会場提供）に対する状況調査について

1 要望の主な内容

- (1) 地下鉄大通駅を基点として 4 駅の範囲で、駅から近い場所
- (2) 学校の空き教室又は廃校となった建物
- (3) 部屋数 4 室以上（部屋数を確保できない場合は使用方法を工夫する。）
- (4) 授業に使う物品の置き場所の確保
- (5) 高齢者、障がい者も使用しやすい施設

2 調査の考え方

- (1) 学校の保有教室の現状・諸室の配置状況
- (2) 今後の児童生徒数及び学級数の推計
- (3) 現在未整備の施設等（例：ミニ児童会館、心の教室）への転用予定

3 平成 19 年度調査した学校

別表のとおり

4 調査の結果

調査した 19 校において、外部の団体が専用（転用）することが可能な、いわゆる空き教室はなかった。

札幌遠友塾自主夜間中学からの要望を受けて調査した学校

【小・中学校】

	区	最寄地下鉄駅	学校名
1	中央区	バスセンター前	中央小学校
2		円山公園	円山小学校
3		すすきの	資生館小学校
4		西28丁目	向陵中学校
5	北区	北12条	北九条小学校
6		北18条	幌北小学校
7		北24条	白楊小学校
8		北18条	北辰中学校
9	東区	東区役所前	北光小学校
10	白石区	白石	東札幌小学校
11		白石	日章中学校
12	豊平区	学園前	豊平小学校
13		東札幌	東園小学校
14		中の島	中の島小学校
15		豊平公園	みどり小学校
16		豊平公園	八条中学校
17		中の島	中の島中学校

注)地下鉄大通駅を基点として4駅の範囲、

かつ、各駅から直線距離で500m以内の学校を対象とした。

【高等学校】

	区	最寄地下鉄駅	学校名
1	中央区	豊水すすきの	星園高等学校
2		西11丁目	大通高等学校

北海道に夜間中学をつくる会

空き教室提供の要望に対し札幌市教委が正式回答

2008・05・15 記述 丸山
(補足 飯塚)

【活動概要】

「つくる会」の空き教室提供要望に対し、札幌市教委が事務サイドの打ち合わせとして3月28日に調査の結果説明を行なったのに続いて、遠友塾受講生を含めた公開の場で加藤生涯学習部長名での正式回答を行なった。しかし、「市中心部の19校を調査したが、専用の空き教室はなかった」と、事務サイドでの説明を繰り返しただけで何ら進展はなかった。

【出席者】

「つくる会」会員、遠友塾受講生・OB、同スタッフら35人。

市教委側は、岩井・生涯学習推進課長ら3人。

【まとめ】

メール添付したものを転記する（別稿）。

学校教室の使用に関する市教委からの正式回答と説明のまとめ

「北海道に夜間中学をつくる会」と「札幌遠友塾自主夜間中学」が札幌市教育委員会に求めていた、「学校の空き教室を使わせてほしい」との要望に対する正式回答が5月15日（木）午後6時、市教委会議室で行なわれました。つくる会事務局、遠友塾受講生やスタッフなど35人が出席しました。市教委からは岩井生涯学習推進課長、同課の中主査と伊藤社会教育担当係長の3人が出席しました。

はじめに岩井課長が、窓口だった木村推進係長が異動になり中主査が引き継いだこと、正式回答（別紙①）は加藤生涯学習部長名で出しているが、本日部長は他の公務で欠席する旨を述べました

続いて配布資料をもとに、「つくる会」などが要望した高齢者や障がい者が使いやすい場所などの5項目の条件（別紙②）に合う、空き教室の調査結果を説明。地下鉄大通駅から4駅以内で、その各駅を中心とする500メートルの範囲の19校（別紙③）を調査したが、その結果は、希望条件に合う学校が1校もなかったと説明されました。

調査は、保有教室の現状や諸室の配置状況、今後の児童生徒数および学級数の推計、現在未整備の施設など、「ミニ児童会館」や「心の教室」への転用の予定などを考え方とし（別紙②）、学校長や管理者（教頭）から聞き取りをした。

岩井課長は、一般的な学校の見取り図を黒板に書いて、1教室の狭さ（約8メートル×8メートル）ではスタッフを含めた今のような授業は難しい、特別教室は広いが理科の実験器材や家庭科の調理用具などが場所を占めており、思うような使い方が出

来るかどうか、一般教室も児童生徒の持ち物が置いてあり、管理上の難しさがある、と使用に関して悲観的な見方を示しました。

そして、空き教室の使用には交通の便がやや悪くなったとしても、もっと範囲を広げるのはどうか。また、専用的というのではなく教育文化会館をベースにし、て、学校利用を夜間とか土日のみに限定して借り、体験学習的に使ってみるなどの方法もあるのではないかと考えた。そうした要望での調査や学校への仲介などの協力は、市教委としていとわないとの考えを述べました。

この回答と説明に工藤代表は、教育を受ける権利は憲法 26 条で保障されているものであり、遠友塾は民間だがそれを担ってきたと自負している。1 月の市議会文教委員会で教育長は敬意を表するとの発言をし、私たちの要望に前向きに検討して行きたいと答えている。なのに、使える教室は 1 校もなかったとの回答だ。

私たちは当初から、できるところから相談させていただきたいと申し入れているのであり、先の課長さんの発言と重なるが、どこか週 1 回でも使わせてくれないかと要望している。学校教育に支障の無い限り社会教育に開放するということが、遠友塾は学校教育に支障があるということなのか。いったい学校教室の使用に関して、最大の障害、問題はどこにあるのか教えてほしい、と質しました。

遠友塾の井上事務局長は、現行の授業の継続を第一に考えているため、4 教室の要望も述べた。気になるのは、調査はこうした遠友塾の思いを伝えた上での学校長への聞き取りだったのかどうか。そして学校側の反応はどうだったのかを聞きたい、と質しました。

これらの疑問に岩井課長は、遠友塾が学校教育の支障だということではなく、学校施設上の余裕が無いことや管理上の問題であると答えました。また、学校を使って勉強したいとのことから、現状の水曜日に 4 教室を使うやり方を、そのままスライドするという調査をしたわけではない。一般的な空き教室調査としたため今回のような結果となった。従って相手が迷惑がったとか、そういう反応は調べていない。ただ前の担当からは、遠友塾の話をしたところもあると聞いている、と答えました。

工藤代表は、望んでいるのは余裕があるなしにかかわらず、週 1 回どこかの学校で夜教室を借りて勉強したいということである。週 1 回 1 教室だけでも利用したい。そのためには、校長や教職員の同意が必要だろう。市教委にばかり任せるのではなく私たちも動く。一緒にお願ひに行くことも検討していただけないか。細かい問題はたくさん出てくるだろうが、一つひとつハードルを乗り越えて行きたい。協力をお願いしたい、と要請しました。

井上さんも 3 者で話しを進めることの約束を念押ししました。

続いて受講生やスタッフからの質疑応答が行なわれました。以下の通りです。

◇スタッフの白倉さん

昨年 5 月に上田市長は「遠友塾は素晴らしい活動だ」と話され、希望を持ってきた。一生懸命に努力してくれていると思っていた。どこか教室を見つけてもらえんと思っていた。今でも思っている。遠友塾の見学に見えられたが、みんな熱心に学んでいる姿をみて、どういう感想をもったかをお聞きしたい。

私は5月9日の道新「いずみ」欄（夜間中学を80歳で卒業した男性の話。別紙④）を涙なくして読むことはできなかった。これが北海道の現状だ。（そして「いずみ」を朗読）。こうした現実に行行政として応える責任はないのか。

問題を一緒に考えて行きたい思いなのに、だんだん後退して行っている感じだ。市教委は一番大事な教育を担っている立場でしょう。どうすれば一緒になって願いが実現できるのか、その方法を教えてほしい。

星園高校跡なら受けやすいとの話だったので、私たちは地下鉄駅からの通学路も調べた。学校へ道は明るくて期待をかけていたのに、それも無くなった。担当者が代わったとしても、行政は継続性をもってやってほしい。

◇スタッフの泉さん

調査で「専用」と言っている意味がわからない。教室は朝から夜までずっと使われているということか。空いている時間はないのか。年間を通じて専用するには空きがないことは分かったが、水曜日に1回とかの具体的提案はできないのか。夕方4時から6時頃はどうか、放課後は子供たちも帰っているだろう。夜はどうか、具体的に使い方がイメージできる情報を伝えてほしい。

星園高校の場合、定時制単独の校舎なので夜は空いている。高校は小中学校よりも障害は少ないだろう。夜はずっと空いているはずで、先の協議の際、借りるとすればここを、というサインをそちら側が投げかけてきたと感じていた。回答を聞くとなくなき、はぐらされた感じだ。どうなっているのか答えてほしい。

教室が狭いとかは要望と別のこと。使い方はこちらで考えることであり、貸してもらえるかどうかのかが問題なのだ。校長の了承さえ得れば、教育委員会として支障がないことなのか。

旭川でも遠友塾が開校した。26人が学んでおり最高齢は87歳だ。回答が10カ月も投げられてしまったが、受講生には急を要することであり、緊急性のある問題だと認識してほしい

◇スタッフの境さん

市教委の方は遠友塾を見学にこられて分かっていると思うが、黒板（緑板）と違ってピカピカと見づらいホワイトボードを使っている。もっと受講生たちの希望に応えるべきではないか。また調査も遠友塾の名を出して、活動を理解してもらった上すべきだ。市議会への陳情では全会派が要望を支持してくれた。市教委はもっと積極性をもってこの要望にあたってほしい。

◇スタッフ富田さん

確認だが、市長にはこうした案件を報告しているのか。これは皆さん方（行政）の案件であるとの認識がまず必要だ。市長にはきちんと協議の経緯や回答内容を伝えるべきだ。そうしないと市長の姿勢が問われることになる。

以上のことに対する岩井課長の回答、説明は以下の通りです（回答していないこともあります）。

▽遠友塾の見学については、市民会館の閉鎖にかかわり2年前に私も見学している。

この3月に当時の担当係長が、今年度は異動があったので、先日5人ほど見学をさせてもらった。今回、回答の直前となったのは、スタッフが忙しい入学式を避けたためだ。

受講生の思いは、市民会館が閉鎖になる時、代わりの場所を確保してほしいとののがきをたくさん頂いており、共感している。その熱意に応えるため、「ちえりあ」と教育文化会館を紹介した。交通の便から教育文化会館を選ばれたが、教文はできるだけ多くの団体に使ってもらうのが趣旨だが、遠友塾が教室として使えるよう話しを進めた。

個人的思いで言えば、叔母が農家で兄弟が多く小学校に通えなかった。読み書きができないため大変苦勞したのを身近に見ており、新聞を読まれた思いと同じ思いでいる。ただ、仕事となればなかなか思い通りいかないこともあるが。（叔母のことを語る際、涙声になった）

▽教室を貸す貸さないは、それぞれケースについて学校長が一つ一つ判断することだ。その場合、法的なことは校長も知っていることなので、校長裁量で貸す判断をしたのなら、一般論として問題はないと思う。教育委員会がその判断に横槍を入れることはない。

▽調査の仕方などについては今回意見を伺ったので、今後調査に回る時にはそのように（遠友塾の活動を理解してもらうこと）したい。担当は遠友塾が開校した旭川へも行って調べているし、本州の夜間中学の調査にも行く（学校の教室を使っている北九州市の城南中を予定）。視察から戻ったら連絡し報告をする。

▽星園高校跡については、2年後には所管が移る。どう利用するかは市全体の問題として扱われる。使いたいという要望があることについては、担当セクションにあげてある。

▽教育長にはこういう場でこういう説明をすると報告はしているが、市長には場をセットしたことしか報告していない。この案件について承知しているとは思うが。

最後に受講生の桑山玉枝さんと伊藤フサ子さんが、学校に通えず読み書きできなかったことでのこれまでの苦勞を話しました。遠友塾とめぐり合って学ぶことができた喜び、学校の門をくぐって勉強するのが夢であること（作文に書いた内容です）を涙ながらに語り（作文に書いた内容です）ました。山川允子さんも農家で満足に勉強できず、いま遠友塾で楽しく学び直していることを述べ、市教委へ支援を訴えました。



札幌市教育委員会
平成 20 年(2008 年)6 月 30 日

札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工 藤 慶 一 様

札幌市教育委員会
生涯学習部長 加 藤 保 幸



平成 20 年度における学校教室の試行使用について

日頃から、札幌市の教育行政に御協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、今年 5 月に提案させていただいた平成 20 年度における夏休み期間の学校教室の試行使用について、下記 1 の 3 校をその候補校として提案いたしますので、検討方よろしくお願いたします。

また、その他お問い合わせのありました件につきましては、下記 2～4 のとおりでございますので御了解願います。

記

1 平成 20 年度夏休みの試行使用候補校について

- ・ 資生館小学校（中央区南 3 条西 7 丁目）
- ・ 白楊小学校（北区北 24 条西 7 丁目）
- ・ 向陵中学校（中央区北 4 条西 28 丁目）

※ 各校の使用に関する要件は別表のとおり。

2 平成 21 年度以降の星園高等学校及び大通高等学校の見通しについて

(1) 星園高等学校

- ・ 星園高校では、ホームルーム教室を昼間・夜間で共用しています。現在 2 教室ある余裕教室も選択科目や進度別授業展開により使用しています。
- ・ 平成 21 年度には余裕教室が 4 教室になると見込まれますが、これらも選択科目や進度別授業展開による使用、あるいは昼間・夜間のホームルーム教室の専用化など使用が予定されています。

(2) 大通高等学校（現校舎）

- ・ 大通高校では、3 部制・単位制により幅広い分野の授業を展開しており、授業ごとに教室を使用しています。
- ・ 平成 20 年度は開設年度ということもあり、効率的な教室の使用方法を構築している段階にあることから、外部の方に御利用いただける状況にはありません。
- ・ 現在の校舎における教室の稼働率は、平成 21 年度には、最大になることから、午前・午後・夜間全ての時間帯において教室の余裕が全くなくなります。

以上のことは学校教育上の問題であり、申し入れが誰からであっても事情は同じですので、御理解をお願いいたします。

3 他都市の自主夜間中学の状況について

別添資料のとおり

4 学校の使用に関する規定について

別添資料のとおり

平成20年度夏休み試行使用候補校・使用要件一覧表

	資生館小学校	白楊小学校	向陵中学校
所在地	中央区南3条西7丁目	北区北24条西7丁目	中央区北4条西28丁目
使用部屋	5階 ランチルーム (110人収容)	3階 多目的室 (70人収容)	2階 普通教室×4室前後
使用時期	夏休み 7月26日(土)～8月19日(火) のうち2～3回 ※使用不可日: 7/30(水)、31(木)、8/1(金)、 4(月)、5(火)、6(水)、7(木)、8(金)	夏休み 7月26日(月)～8月19日(火) のうち2～3回 ※使用不可日: 7/26(土)、27(日)、8/1(金)、 2(土)、3(日)、4(月)、5(火)、 16(土)、17(日)、19(火)	夏休み 7月26日(月)～8月24日(日) のうち2～3回 ※使用不可日: 7/26(月)、7/27(火)、8/21(木)
使用時間	平日) 9:00～17:00	曜日 昼間 夜間 月 9:00～17:00 — 火～金 9:00～17:00 18:00～21:00 土 9:00～13:00 18:00～21:00 日 9:00～17:00 —	曜日 昼間 夜間 平日 9:00～17:00 18:00～21:00 土・日 9:00～16:00 18:00～21:00
使用可能備品	室内の机・椅子・ホワイボード	室内のテーブル・椅子・ホワイボード	教室内の机・椅子・黒板等
使用時の体制	・ 使用時に教育委員会職員が立ち会います。 ・ 1階ロビーに遠友塾スタッフによる受付を設置していただきます。	・ 使用時に教育委員会職員が立ち会います。 ・ 夜間は学校開放用出入口を使用していただきます。	・ 使用時に教育委員会職員が立ち会います。 ・ 夜間の鍵の開閉は教育委員会の職員が行います。
料金	806円/日 (使用料504円、加算料302円) ※ 使用時間を3時間/日と仮定して算出	768円/日 (使用料480円、加算料288円) ※ 使用時間を3時間/日と仮定して算出	1,536円/日 (使用料960円、加算料576円) ※ 使用部屋数を4教室、使用時間を3時間/日と仮定して算出
その他	・ 専用のネームプレートを御用意いただき、教室使用時に着用してください。 ・ 各自上ぐつと靴袋を御用意ください。 ・ 学校の駐車場は使用できません(荷物の積み下ろしのための一時的に玄関前に停車することは可能です)。 ・ 使用後は簡易清掃を行い、使用前の状態に戻してください(ホワイボード、クリナー、机椅子の整頓、簡単なゴミ拾い程度)。	・ 各自上ぐつと靴袋を御用意ください。 ・ 学校の駐車場は使用できません(荷物の積み下ろしのための一時的に玄関前に停車することは可能です)。 ・ 使用後は簡易清掃を行い、使用前の状態に戻してください(ホワイボード、クリナー、机椅子の整頓、簡単なゴミ拾い程度)。	・ 各自上ぐつと靴袋を御用意ください。 ・ 教室内に生徒の私物が置いてあります。 ・ 個人情報取扱の取扱いに配慮願います。 ・ 使用後は簡易清掃を行い、使用前の状態に戻してください(黒板、クリナー、机椅子の整頓、簡単なゴミ拾い程度)。 ・ 3F、4Fは使用できません(階段を含む)。 ・ 日中、吹奏楽の練習があります。 ・ 学校の駐車場は使用できません(荷物の積み下ろしのための一時的に玄関前に停車することは可能です)。

北九州市 夜間学級について

1 経緯

- 平成 6 年 5 月 青春学校開校（穴生公民館・毎週木曜日）
- 平成 10 年 5 月 よみかき教室・城野（城野公民館・毎週金曜）
- 平成 12 年 3 月 市議会へ陳情書提出
陳情第 163 号 公立夜間中学校の設置等について
- 〃 5 月 市議会で口頭陳情
- 平成 13 年 9 月 市議会へ陳情書提出
陳情第 29 号 中学校教室の夜間利用について
- 〃 11 月 市議会で口頭陳情
- 平成 14 年 5 月 城南・穴生中学校の月 1 回の使用を許可
- 平成 15 年 1 月 城南中学校の使用を許可し、公民館と合わせ週 2 日実施
- 〃 11 月 穴生中学校の使用を許可し、公民館と合わせ週 2 日実施
- 平成 16 年 4 月 城南・穴生中学校を使用許可し、公民館と合わせ週 3 日実施
- 平成 17 年 4 月 夜間学級運営費補助事業開始（週 5 日実施）
- 平成 18 年 9 月 議会陳情（専任教諭の配置と公立夜間中学校の早期設置について）
- 〃 12 月 市に要望書と署名を提出
- 平成 19 年 7 月 夜間学級運営費補助金を、1 校あたり 100 万円から 150 万円に増額
- 〃 12 月 市に要望書と署名を提出

2 課題

▼ 運営団体は公立中学校の設立を希望しており、そのことが懸案となっている。

- ・ 形式的卒業生の受入ができなくなる（不登校等による学力不足の方等）
- ・ 必要な教育課程を修了すると卒業させることとなり、毎日学びたいという高齢の方たちを排除することにつながりかねない。
- ・ 中学校の教育課程を学習できるだけの基礎学力があるのか疑問が残る。

▼ 夜間中学校と夜間学級の違い

	夜間中学校	夜間学級
設置者	北九州市	各夜間学級運営委員会
市の設置義務	なし	なし
修業年限	4 年（教育課程の編成による）	なし
設置にあたっての規制等	県費教員の定数を確保すること	なし
入学資格	学齢を超過した義務教育未修了者	十分に義務教育を受けられなかった学齢超過者

※学齡超過の方についても、通常の中学校に就学することを基本と考えている。

- ▼ 夜間学級運営費補助事業は、5年間のサンセット事業であり、平成22年度以降については、事業の評価・検証をしたうえで、事業を継続するかどうかを決定することとなっている。

学校（園）長が許可できる目的外使用取扱要綱

教育委員会が所管する学校施設（高等専門学校を除く。以下同じ。）を目的外使用させる場合において、学校（園）長が当該学校施設を直接使用許可できる場合の取扱いについては、ほかに定めがあるもののほか、この要綱によるものとする。

（許可できる範囲）

- 1 次の各号に該当し、かつ、使用期間が連続して3日を超えないものの許可については、当該学校施設の学校（園）長が許可できるものとする。
 - (1) PTA等の行事（児童生徒の教育活動を支援するための活動を除く。）で次に該当するとき
 - ア バザー、友愛セールでの使用
 - イ 協議会、連合会の大会での使用
 - ウ PTA主催の地域住民等一般人を含む者を対象とした演劇鑑賞会、講演会等の開催での使用
 - エ PTAの会員のみで構成する文化、体育サークル等のレクリエーション活動での使用
 - (2) 同窓会の行事での使用
 - (3) 校下に所在する町内会等の行事等で次に該当するとき
 - ア 盆踊り、祭、祭の練習（法人からの支援を受けている団体を除く）、運動会等の行事での使用
 - イ 地区集会所がない地区の町内会役員会や会合での使用
 - ウ スポーツ少年団の練習での使用
 - (4) 市内に所在する児童生徒を対象としたスポーツ大会、文化発表会の会場としての使用（中体文連、高体文連を除く）

- 2 第1項に該当する場合であっても、札幌市教育委員会学校等使用規則（昭和27年教育委員会規則第8号）第2条第2項に該当する場合については、学校（園）長は使用を許可をすることができない。

（使用料）

- 3 学校（園）長が許可できる場合の目的外使用に係る使用料については、全額これを免除する。

（加算料）

- 4 学校（園）長が許可できる場合の目的外使用に係る加算料については、全額これを免除する。

（使用許可申請及び許可）

- 5 学校（園）長が使用許可するときは、使用許可を受けようとする者から原則として使用する日の5日前までに校舎等目的外使用許可申請書兼許可書（様式1）により申請を受け、使用許可することが適当であると認めたときは、校舎等目的外使用許可申請書兼許可書の写しに学校長の職印を押印したものを使用者に交付する。

（使用許可状況報告）

- 6 学校（園）長は、年1回、学校（園）長が使用許可した内容について「学校（園）長が許可した校舎等目的外使用状況報告書」（様式2）を作成し、翌年度の4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

（使用許可の取消し）

- 7 教育委員会は、学校（園）長が許可した又は許可しようとする内容が適当でないと認めたときは、その許可を取消し又は許可しないこととすることができる。

（協議）

- 8 学校（園）長は、この要綱に疑義を生じたときは、教育委員会と協議するものとする。

(その他)

- 9 この要綱に定めのないことについては、教育委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の学校（園）長が許可できる目的外使用取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以降の使用許可について適用し、前日以前の使用許可については、なお従前の例による。

○札幌市教育委員会学校等使用規則

昭和27年12月8日
教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定に基いて、学校その他教育委員会(以下「委員会」という。)が指定する行政財産(以下「学校等」という。)を、その用途又は目的を妨げない限度において使用させることについて必要な事項を定めることを目的とする。ただし、社会教育の普及を図ることを目的として行う学校施設の使用については、別に定める。

(使用の許可)

第2条 委員会は、その使用が次の各号の一に該当し、かつ当該学校等の用途又は目的を妨げないと認めたときは、学校等の使用を許可することができる。

- (1) 社会教育を目的とした集会を行うとき
- (2) 公衆の利便を図るための活動を行うとき
- (3) その他委員会が公益上適当と認めるとき

2 委員会は、その使用が前項の規定に適合する場合であつても、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可することができない。

- (1) 風紀に害があると認められるとき
- (2) 興行その他私的営利を目的とし又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 特定の政党その他の政治団体又はその構成員が政治活動のために使用するとき。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙のために使用する場合を除く。
- (4) 宗教的祭祀を行うとき
- (5) 学校の施設又は備品をき損するおそれがあると認められる設備をなすとき
- (6) その他委員会において支障があると認められるとき

(使用許可申請書)

第3条 学校等の使用許可を受けようとする者は、使用前5日までに、使用許可申請書(様式1)を委員会に提出しなければならない。

(使用許可書)

第4条 学校等の使用許可は、使用許可書(様式2)を、前条の申請書を提出した者に交付することによりこれを行う。

2 委員会は必要があると認めるときは、前項の使用許可申請書にそえて使用の内容方法について説明書を提出させることができる。

(許可書等の提示)

第5条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、学校等を使用するときは、前条の許可書及び札幌市公有財産規則(昭和39年規則第46号)第19条第1項による使用料を納付したことを証する領収証を、当該学校等の管理職員に提示しなければならない。

(禁止行為)

第6条 使用者は、その使用期間中、当該学校等の管理職員の指示に従い、かつ次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 秩序を乱し公益を害するおそれがある行為
- (2) 当該学校等の用途又は目的を妨げる行為
- (3) 当該学校等をき損するおそれがある行為
- (4) 使用許可申請書の内容と異なる行為
- (5) 学校等の管理上、その都度委員会が禁止することを必要と認める行為

(譲渡、転貸の禁止)

第7条 使用者は、その使用する権利を譲渡し又は当該学校等を転貸してはならない。

(使用許可の取消及び使用停止)

第8条 使用者が第6条又は前条の規定に違反したときは、委員会は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。この場合、使用者が損害をこうむることがあつても、委員会は其の責を負わない。

2 前項に規定するもののほか、公益上委員会が必要と認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第9条 使用者が学校等の使用を終えたとき又は使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちに管理職員の指示に従つて清掃整頓し、特別の設備をなし又は変更を加えたものは、これを原状に回復して返還しなければならない。

(原状回復の義務)

第9条の2 使用者が学校等の使用を終つたとき又は使用の許可を取消され若しくは使用を停止されたときは、直ちに管理職員の指示に従つて清掃整頓し、特別の設備をなし又は変更を加えたものは、これを原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、使用期間中に当該学校等が第三者によつてき損又は滅失されたときは、不可抗力によるものの外、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年11月1日から適用する。

附 則(昭和28年(教)規則第7号)・附 則(昭和50年(教)規則第12号)省略

附 則(平成6年(教)規則第9号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

様式1

使用許可申請書

- 1 使用場所
- 2 使用期間
- 3 使用目的
- 4 入場予定人員
- 5 特別な設備の程度
- 6 その他参考事項

上記のとおり使用したいので許可願います。

年 月 日

住所

職業氏名

印

札幌市教育委員会殿

上記の使用により に支障ありません。

年 月 日

管理職員 印

様式2

第 号

年 月 日

殿

札幌市教育委員会 印

使用許可書

年 月 日申請の行政財産使用について、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用場所
- 2 使用期間
- 3 使用目的

4 入場予定人員

5 特別な設備の程度

備考

- 1 使用については、札幌市教育委員会学校等使用規則(昭和27年教育委員会規則第8号)を守ること。
- 2 使用料は、別紙納入通知書により使用期日前に納付すること。
- 3 使用の際は、この許可書及び前号による使用料納付のとき交付される領収証を管理職員に提示すること。
- 4 使用の準備その他清掃整頓等については管理職員の指示に従うこと。

にっぽんに

思う

札幌市民会館。毎週水曜日の夜、20人の男女が会議室に集まる。ボランティアが運営する「札幌遠友塾自主夜間中学」3年生の授業。高年齢の姿が目立つ。

近藤朝子さん(73)も生徒の一人だ。小学4年から先の学歴がなかった。

「戦争って何だったの」。学び直す中で、疑問が頭をもたげた。今年1月、授業で出会った向田邦子の文章がきっかけだ。「父の詫び状に収められた『ごはん』というエッセー。東京大空襲前後の向田家の暮らしが淡々と描かれていた。4歳上の著者。略歴を見て思う。「戦争がなかったら、私も女学校に行けたのかしら」

熱帯の島、パラオ。第一

父母の古里・空知管内妹に投げ捨てられた。

▼▼▼13 73歳の夜間中学生

字を習い、歴史を学び

青年町で暮らし始める。7歳と10歳の妹はそろって小学1年生に。でも母子家庭6人が生きるため、13歳の近藤さんはアイスクリームのカップ製造工場で働いた。「学校に行きたい」と口に出せなかった。愚痴一つ言わず働く母を見習い、つらいことはのみ込んだ。

書きなかつた。書類や手紙は、すべて夫が代筆した。娘の中学の家庭調査票。夫は、近藤さんの学歴を「高卒」と偽って記入していた。悲しかった。その理由を夫にたずねるとはできなかった。学び直したかったが、北海道に夜間中学はなかった。05年5月時点でも、公立の夜間中学は8都府県に35校。生徒2644人のうち、近藤さんのように戦争で義務教育を受けられなかった60歳以上が38%を占める。北海道、東北、北陸、四国、九州に公立夜間中学はない。こうした地域では、民間のボランティアが運営するケースが多く、札幌遠友塾は90年に設立された。

23歳で結婚。1男1女の働き始めた翌47年、「教母になる。漢字がほとんど

23日から始まる2学期。社会科で「私の願う日本国憲法」を書く授業がある。

「弱い立場の人を思いやる目線がほしい」。国が起った戦争。自分のようにこぼれ落ちる人を生んでほしい。幸せへの願いがこもった条文を考えるつもりだ。

【鈴木勝一】

悲哀、自分の言葉で



夜間中学で勉強する近藤さん。学ぶ場を奪った戦争と歴史への関心が高まってきた札幌市中央区で、近藤卓資写す

母をひとり、98年にこの夜間中学に入るが、翌年、夫が肺がんになり通学を断念。夫が亡くなった翌年の04年、再入学した。

字を習い、歴史を学び、

ご意見、ご感想をお寄せください。〒100-8051(住所不要)毎日新聞社会部「にっぽんに思う」取材班。ファクス03・3212-0635。メールはt.shakaibu@mbx.mainichi.co.jp

中国方正県から

残留孤児 札幌訴訟 問

一九四五年八月の旧ソ連軍の侵攻で難民となった開拓民の収容所が置かれ、多くの日本人が死に、孤児が残された中国黒龍江省方正県。十五日に札幌地裁で判決が言い渡される中国残留孤児訴訟の原告団にも、方正県からの永住帰国者四人が含まれる。開拓団壊滅の悲劇から六十二年。その足跡をたどり、今なお解決しない残留孤児問題とは何かを問い直す。(札幌圏部の佐藤千歳が担当します)

渡し船に乗り、振り返り 札幌市厚別区に永住帰国した山本孝子さん

黒龍江省の松花江。開本孝子さん

拓民たちは旧ソ連軍から(七)の言葉が、記者の脳を駆け巡る。幅一きにも、山本さん一家は四〇年、札幌から依蘭県(黒龍江省)に入植した。四五年八月、旧ソ連軍の侵

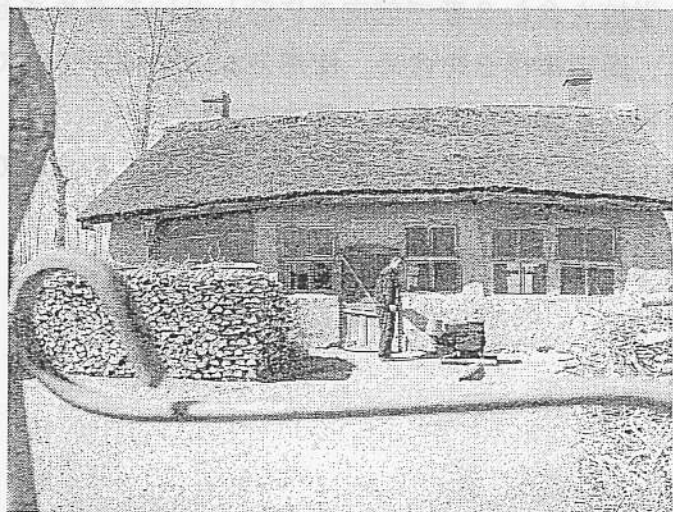
攻で関東軍は満洲(現中)に撤退され、母子四人がた。生き残った美智子さ

中国残留孤児訴訟 永住帰国した中国残留孤児が早期帰国実現や帰国後の十分な自立支援を怠ったとして、国に賠償を求め、15地裁に起こした集団訴訟。



①「中国でも、日本でも貧乏なのは一緒」と話す渡辺美智子さん②渡辺さんが結婚後に暮らした方正県史皮鋪村の農家。今も村の農民が暮らす

国東北地方)防衛を放棄。残された。一家は松花江を渡り、方正県を目指した。山本さんの言葉は、多分が流行し、四六年一くの残留孤児の思いを代弁している。「二歳の妹が、死



札幌訴訟は道内の85人が2004年5月までに提訴した。札幌原告団の平均年齢は67歳で、生活保護受給率は82%に達する。

上 貧農生活 帰国後も墓参できず

手稲区の渡辺美智子さん(七〇)も松花江を渡り、方正県に逃れた。一家は私生活ながら止められ、四年、帯広から通河県(黒龍江省)に入植。父冬を越すと、収容所の武蔵さんが四五年春、軍日本人は半分は減っていた。徴集され、母子四人がた。生き残った美智子さ



週二回二時間、半年だけ。日本語が話せず、中国での過酷な労働で足が不自由になった美智子さんに、職はなかった。夫は亡くなり、今は一人暮らし。家賃を除けば、手元に残るのは月七万円しかない。「私は日本に帰っても貧乏だね」と、力なく笑う。

も肉を食べるのは年に一度。楽しいことは何もなかった。一家の家は今も残っていた。土壁にわらぶき屋根の平屋。中国東北地方の典型的な貧農の家だ。美智子さんは日中国交正常化から十二年後の八四年、家族五人で札幌に見放された美智子さんは道営住宅の部屋で、目に涙をため、原告団に加わった理由を話した。日本に帰りたい、お母さんに会いたい、土間の隅でよく泣いたという少女の顔に戻っていた。



札幌教生第 812 号
平成 20 年(2008 年)11 月 12 日

札幌遠友塾自主夜間中学

代 表 工 藤 慶 一 様

北海道に夜間中学をつくる会

共同代表 工 藤 慶 一 様

札幌市教育委員会

生涯学習部長 加 藤 保 幸



要望書に対する回答について

日頃から、札幌市の教育行政に御協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 10 月 23 日付けで貴団体から提出されました要望書について、下記のとおり回答いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

記

札幌市立向陵中学校の使用については、週 1 回水曜日の夜、普通教室 4 室の使用を前提に、今後、学校を含む 3 者で前向きに話し合いを進めさせていただきたいと考えております。

また、要望事項 2 を含め、使用方法の詳細については、3 者による話し合いの中で、できるだけ早期にお示ししたいと考えております。

なお、耐震工事や学校行事等により、学校を使用できない時期もございます。あらかじめ御了承ください。

向陵中学校の使用について

事 項	案
○使用日	・原則、週1回（水曜日）
○使用部屋	・授業場所 …… 2階 普通教室×4 ・スタッフ控室 … 2階 普通教室×1 ・はじめの会 …… 2階 多目的室×1 ・教材置場 …… 別棟1階 余裕教室（1/2程度）
○使用時間	・普通教室（授業場所、スタッフ控室）… 18:00～21:00 ・多目的室（はじめの会）…………… 18:15～18:30 ・余裕教室（教材置場）…………… 17:30～21:00
○使用玄関	・原則、別棟玄関を使用することとする。
○鍵の開閉	・別紙のとおり
○使用許可の形態	・行政財産目的外使用許可とする。 ・使用許可書に定められていない事項については、別途、学校を含めた3者で書面により確認する。
○使用料金	・使用料、加算料を別途算出する。 （月ごとの使用実績により徴収する。）
○多目的室の使用	・会議等で使用することが多く、固定的な使用を確約できないことから、使用当日、学校に状況を確認し、空いている場合に使用することとする。
○スタッフ控室	・授業で使用する教室に隣接する普通教室を、一時的な控室として使用する。
※ 使用できない時期について	・学校行事）学校行事等により教室を使用できない時期がある。 学校行事は3月中頃に決定する。決定後、速やかに連絡する。 ・耐震工事）平成21年度の夏休みから冬休みにかけて耐震工事を予定している。教室使用に対する影響は以下のとおりと見込まれる。なお、使用により工期等を変更することはありません。また、突発的な工事を行うこともあり、その際には学校・教育委員会の指示に従っていただきます。あらかじめ御了承ください。 【夏休み期間】基本的に使用不可と見込まれる。 【2学期中】使用予定の4室及び別棟は使用可能の見込みだが、夜間工事による騒音が響く可能性もある。 【冬休み期間】直接の影響はないと見込まれる。

向陵中学校の鍵の開閉について

1 入校時

- ① 最初に来校した者は、正面玄関から入校（インターホンを利用）し、職員室で別棟玄関の鍵の貸与を受ける。
- ② その後來校した者は、別棟玄関から校舎に入る。別棟玄関の開錠は、玄関内の電子開錠装置等により行う。

2 下校時

- ① 全員、別棟玄関から校舎を出る。
- ② 最終下校者が、貸与を受けた鍵により別棟玄関を施錠した後、別途設置するキーボックスに鍵を投入する。

札幌市立向陵中学校の使用に関する覚書

札幌市教育委員会（以下「市教委」という。）は、札幌遠友塾自主夜間中学（以下「遠友塾」という。）の活動を尊重し、札幌市立向陵中学校（以下「学校」という。）及び遠友塾と以下の事項を確認のうえ、平成 21 年 4 月以降における遠友塾の学校の使用を特に認めることとする。

1. 行政財産目的外使用許可について

- (1) 遠友塾は、学校を使用しようとする年度の開始前に、当該年度の使用日及び使用場所について、市教委から行政財産目的外使用許可を受けること。
- (2) 遠友塾は、市教委及び学校に使用可能な日を確認したうえで、行政財産目的外使用許可の申請をすること。

2. 使用実績の記録について

遠友塾は、上記 1 において 2 階多目的室の使用許可を受けた場合には、同室の使用の有無を記録し、3 ヶ月に 1 回、次の表に示す提出期限までに市教委に提出すること。

使用月	提出期限	使用月	提出期限
4 月～6 月	7 月 10 日	10 月～12 月	1 月 10 日
7 月～9 月	10 月 10 日	1 月～3 月	3 月 31 日

3. 使用料及び加算料の支払いについて

- (1) 市教委は、3 ヶ月に 1 回、上記 2 により提出された使用実績に基づき算出する多目的室の使用料及び加算料に、使用許可時に算出した多目的室以外の部屋の使用料及び加算料を加え、遠友塾に請求すること。
- (2) 遠友塾は、市教委の請求に基づき、納入期限までに使用料金を支払うこと。

4. 施設のき損・滅失の関する責任の所在について

使用期間中に、遠友塾の責に帰する事由により学校施設をき損・滅失した場合は、遠友塾がその損害を賠償すること。

5. 学校備品・消耗品の使用について

遠友塾は、事前に学校の承諾を得た範囲において学校の備品・消耗品を使用すること。

6. 使用許可を受けた部屋以外の部屋の使用について

- (1) 遠友塾は、市教委から使用許可を受けた部屋以外の部屋を使用する場合には、別途、市教委から行政財産目的外使用許可を受けること。
- (2) 遠友塾は、あらかじめ市教委から使用許可を受けた日において、使用許可を受けた部屋以外の部屋の一時的な使用を希望する場合には、学校と協議すること。

7. 使用許可を受けた日以外の日の使用について

遠友塾は、市教委から使用許可を受けた日以外の日に学校を使用する場合には、別途、市教委から行政財産目的外使用許可を受けること。

8. 学校内の生徒私物の取扱いについて

遠友塾は、学校内に置かれた生徒の私物について、特に配慮すること。

9. 突発的に学校を使用できなくなった場合等の対応について

- (1) 学校は、突発的な事情により学校を使用できなくなった場合には、別途作成する緊急連絡網により、速やかに遠友塾に連絡すること。
- (2) 遠友塾は、学校使用中に学校施設に関連する事故等が発生した場合には、別途作成する緊急連絡網により、速やかに学校に連絡すること。

10. 昇降口の開錠及び施錠並びに鍵の受け渡しについて

- (1) 遠友塾は、原則として別棟昇降口を利用して、学校の出入りを行うこと。
- (2) 別棟昇降口の開錠及び施錠は、遠友塾の者が使用日に学校から鍵の貸与を受けて行うこと。
- (3) 鍵の貸与を受けた者は、学校に備える鍵の貸出簿に氏名及び貸与を受けた時刻を記載すること。
- (4) 鍵の返却は、鍵の貸与を受けた者が、正面昇降口に設置するキーボックスに投入することにより行うこと。
- (5) 遠友塾は、責任を持って鍵の管理を行える者を鍵の貸与を受ける者として選定し、その者の氏名を市教委及び学校に知らせること。また、鍵の受領、管理及び返却は、その者が責任を持って行うこと。

11. 鍵の複製禁止について

遠友塾は、貸与を受けた鍵を複製してはならないこと。

12. 清掃の方法、ゴミ処理について

使用部屋の清掃は、遠友塾が自ら行うこと。また、チリ・ほこりを除くゴミは、遠友塾が自ら持ち帰り処理すること。

13. 疑義の決定について

この覚書に関して疑義が生じた場合は、市教委、学校及び遠友塾において協議の上定めることとする。

市教委、学校及び遠友塾は、以上の事項を確認し、本書3通に記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成21年3月13日

札幌市中央区北2条西2丁目

札幌市教育委員会

教育長 奥 岡 文 夫



札幌市中央区北4条西28丁目

札幌市立向陵中学校

校長 佐 藤 信



札幌市豊平区西岡5条13丁目7-5

札幌遠友塾自主夜間中学

代表 工 藤 慶 一





札教管許可第 09-23 号

平成 21 年 (2009 年) 4 月 2 日

札幌遠友塾自主夜間中学

代表者 工 藤 慶 一 様

札幌市教育委員会



行政財産使用許可書

平成 21 年 3 月 23 日申請の行政財産の使用について下記のとおり許可します。

記

1 使用許可する土地の所在、使用面積及び数量

向陵中学校 (中央区北 4 条西 28 丁目 1-30) のうち

教室 5 室、教室 1 室のうち 0.9 m²、多目的室 (別紙 教室配置図のとおり)

2 使用目的

授業の実施及び教材の保管場所として

3 使用許可期間

平成 21 年 4 月 5 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

ただし、使用許可期間の更新を受けようとするときは、使用許可期間満了の日の 60 日前までに、継続使用許可申請書を提出しなければならない。

4 使用料

51,594 円 (年額) ※教室分 (固定分) のみ、多目的室は使用実績による

5 加算料

27,423 円 (年額) ※教室分 (固定分) のみ、多目的室は使用実績による

6 使用許可の取消し又は変更

次の各号に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することができる。

この場合、使用者が損害を被ることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

- (2) 前項に規定するもののほか、公益上教育委員会が必要と認めたとき。

7 原状回復の義務

- (1) 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、これを原状に回復して返還しなければならない。
- (2) 使用者が原状回復の義務を履行しないとき、教育委員会は使用者の負担において、これを行うことができる。

8 その他

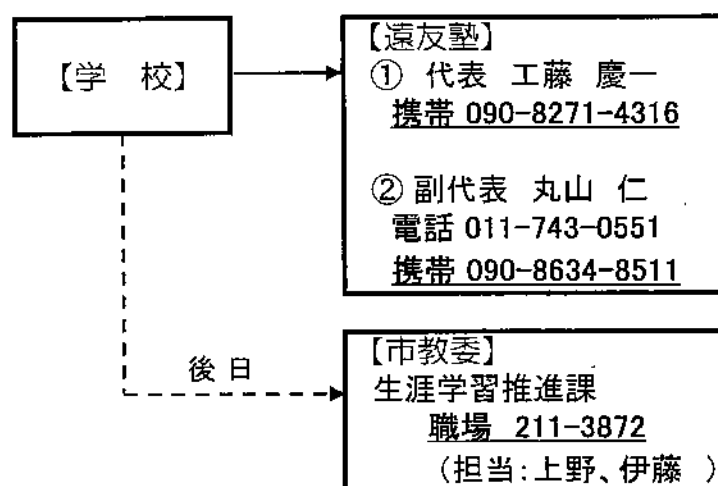
- (1) 使用期間中に、使用者が損害を被ることがあっても、使用者の負担において行うこと。
- (2) 使用期間中は、学校の運営に支障を来さないよう留意するとともに、児童・生徒及び付近住民に対する安全策について万全を期すること。
- (3) 使用料及び加算料は、後日送付する納入通知書により期日前に納付すること。
- (4) 上記のほか、当該使用許可にあたっては、札幌遠友塾自主夜間中学、向陵中学校長及び札幌市教育委員会により取り交わした、「札幌市向陵中学校の使用に関する覚書」に従うこととする。

札幌市立向陵中学校使用日・使用時間

	使用日	使用時間	
		教室(5カ所)	2階多目的室
1	平成21年 4月 22日 (水)	18時00分から 21時00分まで	18時15分から 18時30分まで
2	" 5月 13日 (水)		
3	" " 20日 (水)		
4	" " 27日 (水)		
5	" 6月 3日 (水)		
6	" " 10日 (水)		
7	" " 17日 (水)		
8	" " 24日 (水)		
9	" 7月 1日 (水)		
10	" " 15日 (水)		
11	" " 22日 (水)		
12	" 8月 26日 (水)		
13	" 9月 2日 (水)		
14	" " 9日 (水)		
15	" " 16日 (水)		
16	" 10月 7日 (水)		
17	" " 14日 (水)		
18	" " 21日 (水)		
19	" " 28日 (水)		
20	" 11月 4日 (水)		
21	" " 11日 (水)		
22	" " 18日 (水)		
23	" " 25日 (水)		
24	" 12月 2日 (水)		
25	平成22年 1月 20日 (水)		
26	" " 27日 (水)		
27	" 2月 3日 (水)		
28	" " 10日 (水)		
29	" " 17日 (水)		
30	" " 24日 (水)		
31	" 3月 3日 (水)		
32	" " 10日 (水)		
33	" " 17日 (水)		

【札幌遠友塾自主夜間中学・向陵中学校使用に伴う緊急連絡網】

I. 突発的に学校を使用できなくなった場合



II. 使用中に学校施設に関連する事故が発生した場合



※ 職員室に職員がいた場合には、第一報は在室者にしてください！

札教生第 1145 号

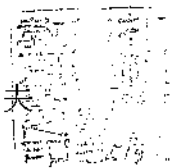
平成 21 年(2009 年)3 月 11 日

札幌遠友塾自主夜間中学

代 表 工 藤 慶 一 様

札幌市教育委員会

教育長 奥 岡 文 夫



卒業式の「お祝いのことば」について

日頃から、札幌市の教育行政に御協力を賜り心からお礼申し上げます。

平成 21 年 2 月 25 日付けで御依頼のありました卒業式の「お祝いのことば」を、別紙のとおり送付いたします。

お 祝 い の こ と ば

札幌市教育委員会

教育長 奥 岡 文 夫

卒業生の皆さま、御卒業おめでとうございます。

卒業式を迎えるにあたり、卒業される皆さまに対しまして心よりお祝いを申し上げますとともに、スタッフの皆さまの御功勞に対し、敬意を表します。

このよき日を迎えられた喜びは、卒業生の皆さまが、学齡期を過ぎてもなお、高い意欲と向学心をもって、日々たゆまぬ努力を続けてこられた結果であろうと思います。

卒業生の皆さまは、学びの場が、市民会館から教育文化会館に移るという環境の変化も御経験されましたが、この春からは、学校が遠友塾の新たな学びの場となります。

卒業生の皆さまにおかれましても、卒業前の夏休み、冬休みには学校の教室を使用した授業を通して学んでいただいたところです。ささやかながら、私どももそのことに御協力させていただき、喜ばしく思っております。

卒業生の皆さまには、これからも、学ぶことの楽しさや大切さを忘れず、御研鑽が続けられますとともに、学ばれた成果をさまざまな場面で生かされますことを御期待申し上げます。

最後に、札幌遠友塾自主夜間中学の今後の御発展と卒業生の皆さまのますますの御多幸をお祈り申し上げ、私からのお祝いの言葉といたします。

平成21年4月23日

保護者の皆様

札幌市立向陵中学校

校長 植村 敏視

遠友塾の校舎使用についてのお知らせ

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既に新聞等でご存じの方も多いかと思いますが、自主夜間中学「遠友塾」が、今年度より本校を使用して授業を行います。昨日、4月22日（水）午後6時25分より本校2階多目的室において、入学式を行ったところです。

ここで簡単に遠友塾とこれまでの経緯をあらためてご紹介させていただきます。

様々な理由で、学校に行くことが出来なかった方々が、もう一度学びたいとの思いから自主夜間中学として活動していました。これまで、市民会館や教育文化会館等で学習活動を行っていましたが、本物の学校で学びたいとの気持ちから札幌市に校舎使用の要請をしていました。

昨年度、教育委員会から向陵中学校に試行校としての依頼があり、夏休みに2回、冬休みに1回使用していただきました。その間、開校60周年記念公開授業において1年生の道徳で、遠友塾代表の工藤慶一氏をゲストティーチャーとしてお招きし、それまでの苦労や現在の思いそして中学生へのメッセージなどをお話しいただきました。また、キタラ大ホールで行われた合唱コンクールにも塾生の方に足を運んでいただき、閉会式では感動のメッセージを伝えられたのは記憶に新しいところです。

こうした経過をふまえ、教育委員会・遠友塾・学校の三者で協議がもたれ、本年度からの使用が決まりました。2月には工藤代表があらためて来校し職員やPTA実行委員の皆様にご挨拶をいただき、今日に至っています。遠友塾の方々に使っていただくことで、本校生徒にも得るものが多いと思っております。

基本的には、毎週水曜日の午後6時～午後9時までが活動時間で、新校舎の玄関を使用し、3年4組～3年8組までの5教室ならびに2階多目的室を使用し、学習活動を行います。

保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2009 年 4 月 24 日

札幌市立向陵中学校
校長 植村 敏視 様

札幌遠友塾自主夜間中学
代表 工藤 慶一

お ね

4 月 22 日の札幌遠友塾第 20 回入学式に際しまして、ご多用にもかかわらず、あたたかいご祝辞を賜り、まことにありがとうございます。新入生にとって大きな励みになったと思います。校長先生の「遠友塾を迎えて、札幌一のマンモス校である向陵中学の新しい時代が始まる」とのお言葉を聞いたとき、私は人の情にふれる思いがして心の中で泣いていました。

当日、新入生を案内しながら、東玄関から教室に向かう時、窓からグラウンドが見え、たくさんの生徒さんが運動している姿を見た時に、いよいよ向陵中学での授業が始まると実感し、さらに廊下ですれ違う多くの生徒さんから元気な挨拶を何度もうけ、さすがは向陵との思いも深まりました。

初めての経験となる、教室の鍵を受けて東玄関入り口に机を出し、終了後に掃除をするなど本格的な作業となりましたので、とまどうことも多かったのです。しかし、おかげさまで何とか無事に終えることができました。今後、不慣れもあつてご迷惑をおかけする場合も出てくると思いますので、どんどんご指摘いただきたいと思います。

新入生の中には、樺太から昭和 23 年に引き揚げ、小学校 3 年までしか行けなかった高齢の方などがおり、改めて「夜間中学が必要である」との認識を新たにしました。こうした活動を安心して行えるようになったのも、校長先生をはじめ教職員の皆様のおかげであり、あつくお礼申し上げます。今後とも私たちにお力をおかしいだきたく、切にお願い申し上げます。

遅れましたが、前佐藤校長の祝辞を代読していただき、様々にご配慮を下さった小原教頭先生にもよろしくお伝え下さい。

ありがとうございました。

札幌遠友塾自主夜間中学鍵係メンバー

2009年度

1 年：守 田 恵美子・井 上 美恵子

2 年：宮 田 友 子・ 森 允 恵

3 年：丸 山 仁 ・坂 田 幹 雄

じっくり： 泉 雅 人・新 野 早百合

代 表：工 藤 慶 一

札幌遠友塾自主夜間中学スタッフ証

氏名 工藤 慶一

上記の者が本団体のスタッフであることを証明する。

有効期限 2010年7月31日まで

代表 工藤慶一



平成 21 年 6 月 30 日

札幌市教育委員会

管 理 課 長 様

札幌遠友塾自主夜間中学

代表 工 藤 慶 一

向陵中学校の多目的室の使用実績（4～6月分）について

先に行政財産目的外使用許可を受けた向陵中学校の多目的室について、4～6月分の使用実績を下記のとおり報告します。

記

使 用 月	使 用 日（曜日）	使用日数
4月	22日(水)	1日
5月	13日(水)、20日(水)、27日(水)	3日
6月	3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)	4日
4～6月計		8日

平成21年 第2回定例会 一般質問
＜夜間中学について＞ 質問原稿

2009/06/23

民主党・道民連合 道下 大樹

4点目として、夜間中学について質問いたします。

1. 公立夜間中学について

まず、公立中学校夜間学級、いわゆる公立夜間中学についてです。

戦争や貧困などで学齢期に義務教育を受けることができなかった中高年齢者や、「民族の言葉」や「日本語」さえも学ぶ機会を奪われた在日韓国・朝鮮人、中国残留孤児としての帰国者とその家族、不登校のまま卒業証書だけをもらってしまった人、就学を免除または猶予された障がい者など、学校で学ぶ機会を得られないまま学齢期を過ぎてしまった義務教育未修了者は、全国夜間中学校研究会が国勢調査などから推定して全国に100万人、道内では推定10万人以上いると報告しています。

そうした方々の中で、「学びたい」という意欲のある方々のために、公立の夜間中学が8都府県に35校開校され、多くの方が通学されています。

道内には公立の夜間中学はありませんが、自主夜間中学は、20年目を迎える札幌遠友塾、昨年開校した旭川遠友塾、そして今年に入り函館と釧路に開校されました。札幌遠友塾では新生28名を含めて86名、旭川遠友塾は新生が19名、2年生が23名。4月15日に開校した函館遠友塾には47名が入学、5月9日に開校した釧路の自主夜間中学「くるかい」には予想をはるかに超える51名が入学し、1部と2部に分けて授業をしていると聞いております。

平成19年第3回定例会において、わが会派の同僚議員が、自主夜間中学を運営する団体に対して、学校の教室など施設の提供や財政的支援など、教育行政の責務として夜間中学への取り組みを積極的に進めるべきと質問・指摘しましたが、道教委は公立夜間中学の設置は原則市町村が担うこと、必要な助言指導や働きかけは行うという、法律論を建前にして非常に消極的な内容の答弁に終始しましたし、その後の道教委の取り組みは見えません。

2年前に結成された「北海道に夜間中学をつくる会」は、道教委や札幌市に公立夜間中学の必要性を訴え続けています。

同僚議員の質問以降、道内では新たに自主夜間中学が3ヶ所開設され、生徒は200人を超えています。今後も自主夜間中学のニーズ、つまり学びたいという意欲を持つ方々はさらに増え、道内各地に自主夜間中学の開設が予想されます。

そこで、北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学を札幌市に開設すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

また、市町村が公立夜間中学を設置する場合、道から財政的支援などを実施すべきと考えますが、所見を伺います。

【教育長】

いわゆる公立夜間中学の設置についてであります。公立中学校夜間学級、いわゆる公立夜間中学の設置につきましては、法令により、設置者である市町村の権限により行うものとされており、全国的には、8都府県において35校の市、または区立の夜間中学が設置されているところ。

私といたしましては、学齢期にさまざまな事情や病気などの理由によりまして、義務教育未修了の方々がおられ、こうした方々の学ぶ機会が確保されることは、大切なことと受け止めており、今後とも、関係自治体から、教育内容や教員の配置など、公立夜間中学の設置にかかわる相談や問い合わせなどがあつた場合は、適切に対応してまいります。

なお、そうした場合にあっては、設置や運営に係る経費については、既存の制度活用を含め、基本的には、市町村において措置すべきものと考えています。

2. 自主夜間中学について

次に、自主夜間中学についてです。

多くの自主夜間中学で、会場の確保や使用料負担に悩んでいるそうです。札幌遠友塾は昨年度まで、札幌市教育文化会館の会議室を借りていましたが、半額であっても年約55万円の使用料が収支を圧迫していました。しかし今年4月から、札幌市教育委員会などの支援により市立向陵中学校の教室を年約12万円で借りることができ、負担をある程度軽減できるとともに、「本当の学校」で入学式を行い、授業を受けることに皆さん大変喜んでおられます。

そこで、こうした札幌市教委の取り組みのように、自主夜間中学を運営する団体に、学校施設の提供や財政的支援を実施する市町村に対して、道が財政的支援などを実施すべきと考えますが、そのようなお考えがとおりなのか、検討中なのか、伺います。

さらには、義務教育を受ける権利の保障と、生涯学習の促進という観点から、自主夜間中学を運営する団体に対して直接財政的支援を行ったり、遠距離から通学する生徒への交通費補助、現職教員の無償派遣や教員OBへのボランティア活動への働きかけなど、そういった支援施策を検討し、実施すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

【教育長】

自主的な学習活動についてであります。道内でいわゆる自主夜間中学として活動を行っている団体は、札幌市、旭川市、函館市、釧路市における4団体であり、それぞれ10代から80代までの幅広い年齢層を対象として、国語、数学、英語など自主的な学習活動が行われていると承知しています。

道教委としては、これまでも地域の皆様の様々な学習ニーズに対応して、学校開放の促進や、民間教育事業者などと連携して、学習機会の提供等に努めるとともに、市町村に対して、学校施設等の有効活用などについて働きかけをしてきたところ。

今後とも、こうした取り組みにより、市町村等と十分に連携を図りながら、地域の皆様の自主的な学習活動が広がり、より多くの方々に学ぶ機会が適切に提供されるよう生涯学習の一層の振興に努めてまいります。

<再質問>

次に、夜間中学について教育長に再質問いたします。

今日は「北海道に夜間中学をつくる会」の方々も傍聴にいらっしゃっています。

夜間中学に対するニーズは 2 年前から確実に高まっているにもかかわらず、教育長の答弁は、2 年前と全く変わっていません。非常に残念です。

道教委は道内の自主夜間中学の抱える問題や行政に対するニーズを把握していますか？また各市町村教委などと夜間中学について連絡や情報の共有を図っていますか？

自主夜間中学について、道教委は市町村に対して、学校施設等の有効活用などについて働きかけをしてきたところと答弁されましたが、函館遠友塾が函館市教委に対して、小中学校の教室を一般団体に開放している「社会学級」という制度を遠友塾も利用可能か問い合わせたところ、函館市教委から不可能という返答を受けたそうです。道教委の取り組みが不十分であることを表しているといえます。

教育長は自主夜間中学を見学されたことはありますか？

職場では中学を卒業していないことを隠しながら働き、遠友塾に通って一生懸命勉強している方。戦後の混乱期で学校に通えず文字を書くことができなかったけれども、いまお孫さんにお手紙を書きたいという一心で、長い時間をかけて国語を勉強している方。

理由は様々ですが、皆さん本当に学ぶ意欲は強く、そして一生懸命勉強されています。

そして、生徒さんたちのために無償で勉強を教えるスタッフ、会の運営に携わるスタッフも一生懸命頑張っています。これまでは中高年齢者が多かったのですが、最近では不登校や引きこもりで中学に通わなかった方々が夜間中学に通うケースが増えてきているそうです。

そういった方々の姿を見ると、教育長も、道教委のトップとして、一人の人間として、何かやらなければならないという想いがきつと湧き立つと思います。

現在、北海道に夜間中学をつくる会などが、ひとつには北海道におけるセンター校の役割を担う公立夜間中学（公立中学校夜間学級）を札幌市に設置すること、二つ目には道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対して、学校の教室使用を主とした施設の提供と財政的支援を行うこと、を道教委に対して請願する予定で、そのための署名活動を実施されています。

道教委として、その請願を受けた場合は、速やかな対応と要請事項の実現に向けた取り組みをぜひ行うよう指摘いたします。

道教委は、道内における義務教育未修了者の数や、夜間中学で勉強したいと意欲のある方がどれくらいいるのか、また自主夜間中学はどのような課題を抱え、行政に対してどんなニーズがあるかなど、アンケート調査などを行って現状を把握すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

【教育長】

義務教育未修了者の把握などについてであります。いわゆる公立夜間中学については、権限を持つとされている市町村が判断すべきことと考えているが、調査の実施については、プライバシーに関わることであり、非常にデリケートな情報でもあることから、なかなか難しいものがあると考えている。

<メモ>

交通費の学生割引適用

学びたい気持ちを尊重する

受講料月額1500円

教師はボランティア。1回150円の交通費だけ支給。

週1回を増やしてほしい。

札教管許可第 09-69 号

平成 21 年 (2009 年) 7 月 15 日

札幌遠友塾自主夜間中学

代表者 工藤 慶一様

札幌市教育委員会



行政財産使用許可書

平成21年6月30日申請の行政財産の使用について下記のとおり許可します。

記

- 1 使用許可する土地の所在、使用面積及び数量

向陵中学校（中央区北4条西28丁目1-30）のうち

教室5室、多目的室

(資料室については、平成 21 年 (2009 年) 4 月 2 日付札教管許可第 09-23 号により許可済みです)

- ## 2 使用目的

授業の実施及び教材の保管場所として

- ### 3. 使用許可期間

平成22年1月13日(水)

教室 : 18時00分から21時00分まで

多目的室：18時15分から18時30分まで

- #### 4 使用料

- (1) 教室5室分 813円

- (2) 多目的室 35円 ※使用実績による

- ## 5 加算料

- (1) 教室5室分 831円

- (2) 多目的室 54円 ※使用実績による

6 使用料及び加算料の支払いについて

「札幌市向陵中学校の使用に関する覚書」の3に準じて、平成21年（2009年）4月2日付札幌教管許可第09-23号により許可した分と合わせて請求いたします。

7 使用許可の取消し又は変更

次の各号に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することができる。

この場合、使用者が損害を被ることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 前項に規定するもののほか、公益上教育委員会が必要と認めたとき。

8 原状回復の義務

- (1) 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、これを原状に回復して返還しなければならない。
- (2) 使用者が原状回復の義務を履行しないとき、教育委員会は使用者の負担において、これを行うことができる。

9 その他

- (1) 使用期間中に、使用者が損害を被ることがあっても、使用者の負担において行うこと。
- (2) 使用期間中は、学校の運営に支障を来さないよう留意するとともに、児童・生徒及び付近住民に対する安全策について万全を期すること。
- (3) 使用料及び加算料は、後日送付する納入通知書により期日前に納付すること。
- (4) 上記のほか、当該使用許可にあたっては、札幌遠友塾自主夜間中学、向陵中学校長及び札幌市教育委員会により取り交わした、「札幌市向陵中学校の使用に関する覚書」に従うこととする。